



遺贈・相続財産寄付のご案内

赤十字でつなぐ、
わたしの思い。



日本赤十字社
Japanese Red Cross Society

東京都支部



も く じ

これまでも、これからも。
あなたの思いを
赤十字が届けます 3

そうだったのか！
赤十字活動資金の使い道 5

「遺贈」遺言による寄付

- 遺贈の流れ 7
- 遺言書について 8
- 遺言書作成時の留意事項 9
- 遺贈の専門家 10

「相続財産寄付」

- 相続財産寄付の流れ 11
- 相続税について 13

遺贈者・相続寄付者のお声・体験談 ... 14

ご自身や故人の思いを 広く社会に役立てるために

近年、「自分が築いた財産を社会のために役立てたい」

「故人の遺産を社会に役立ててほしい」といった尊いお申し出が増えています。

相談される方のきっかけは様々ですが、

ひとり暮らしで身寄りや相続先のない方が増えていることもあり、

財産を寄付することへの関心が高まっています。

日本赤十字社は、このような尊い思いに応えるために

遺贈(遺言による寄付)、相続財産寄付を承っております。

遺贈とは

遺言によって財産の全部または一部を団体などの第三者に与えることを「遺贈」といいます。

詳しくは7ページ～

災害時に、
日本赤十字社に
助けられました

赤十字病院や輸血で
お世話になった

相続財産寄付とは

相続により取得した財産の全部または一部を寄付することを「相続財産寄付」といいます。

詳しくは11ページ～

故人の思いを
汲んで寄付をしました

故人の供養になればと
思って寄付をしました





これまでも、これからも。 あなたの思いを赤十字が届けます



赤十字のはじまり

人のいのちを尊重し、
苦しみの中にいる者は、
敵味方の
区別なく救う

19世紀半ば、戦場で芽生えた赤十字の考えは、
社会情勢の変化と共に、皆さまと手を取り合いながら
人びとの様々な痛み・苦しみ・悲しみに手を差し伸べる
活動へと広がっています。

これからも皆さまのあたたかい思いと共に、救うことを続けます。



国内災害救護

—— 被災された人びとを救うために ——

救護員の養成、物資の備蓄など平時から災害に備え、
災害時に直ちに救護班を被災地へ派遣し、医療
支援や救援物資の配布などを行います。
また日頃から地域コミュニティを基盤
にした防災教育も行っています。



医療事業

—— 地域のいのちと健康を守るために ——

全国に90以上ある赤十字病院は、各地域の中核
医療機関として地域医療に貢献し、救急医療、
がん診療、生活習慣病予防や介護支援
など、また災害時には国内外へ医療
チームを派遣しています。



国際活動

—— 国境や民族、宗教を越えて救うために ——

国際赤十字の一員として、190以上の国と地域に広がる
世界的ネットワークを活かし、国境、民族、宗教を
越えて、災害や紛争で被災された方に対する
支援をはじめとした様々な人道的
活動を展開しています。



血液事業

—— 尊いのちをつなぐために ——

輸血を必要とする患者さんのため、街頭や地域、企業等に献血の呼びかけをし、高度な検査を行い、24時間365日、安全な血液製剤を医療機関へ安定的に届けています。



救急法などの講習

—— 身近な人を救えるように ——

とっさの時の手当や事故防止に必要な知識や技術を広めるため、全国各地で心肺蘇生とAEDの操作方法などを学ぶ救急法、高齢者の介護知識を学ぶ健康生活支援講習や幼児安全法、水上安全法などの講習を行っています。



Ichigo Sugawara

青少年赤十字

—— 助け合いの心を育むために ——

全国の幼稚園や小中高など、学校教育の現場で、「健康・安全」「奉仕」「国際理解・親善」を実践目標として、子どもたちが自分で「気づき、考え、実行する」力を育てています。



赤十字ボランティア

—— 大好きな地域を支えあうために ——

赤十字の活動は世界中でボランティアの方に支えられています。日本では幅広い年代の方が赤十字ボランティアとして、災害時の炊き出し、献血の呼びかけ、防災活動など自らの地域をより良くしようと活躍しています。



社会福祉事業

—— 安心して健やかに生活できるように ——

支援が必要な子どもや高齢者のために、児童・障がい者・高齢者福祉施設を運営しています。赤十字病院や赤十字ボランティアとともに子育て支援や在宅介護など地域に根ざした活動も行っています。



看護師などの養成

—— 苦しむ人に寄り添えるように ——

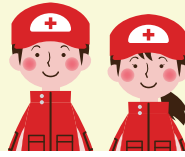
赤十字の精神と最先端の看護技術を身に付けた人材を育成し、国内外の災害時にその役割を発揮し、地域医療の担い手としても活躍できるように、看護師などを養成しています。

もらったのか!!

赤十字活動資金の使



ありがとうございます!



平時の備え

災害時に迅速に対応するため、災害救護訓練、資機材の整備、ボランティア育成等を行っています。

1



2

皆さまからの
ご寄付 (赤十字
活動資金)

日本赤十字社に
ご寄付が届きます



様々な機関と
連携します!

少しでも体を休めて
いただくために。



救援物資の配布



被災地での活動

4



被災地で行う活動 1



医療救護

被災地の医療ニーズに合わせ、救護所の設置や巡回診療を行います。

被災地で行う活動 2



こころのケア

災害はこころにも大きな傷を残します。少しでもこころが休まるよう寄り添います。

被災地で行う活動 3



血液製剤の供給

全国の血液センターが連携し、災害時も必要な血液を安定的に供給します。



なんでも
おしやて
なさい。

糸継続して
救うことが
大切!

5

未来へつなげる

過去の災害救護で培った経験を忘れずに、未来へつないでいきます。



皆さまからのご寄付は、ここでご紹介する「災害救護活動」をはじめ、苦しむ人を救う様々な活動に大切にに使わせていただいています。



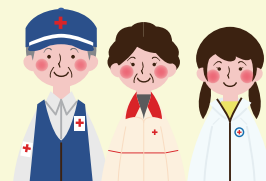
災害救護訓練

被災地で迅速に医療救護活動を展開するため様々な災害を想定した訓練を実施。



ボランティア育成

災害時はもちろん、日頃から地域・学校で活躍するボランティアを育成します。



日頃やっていないことは、いざという時にできない。

救援物資の備蓄

災害時に必要となる物資を、様々な拠点に配備しています。



■主な救援物資



緊急セット



安眠セット



毛布

3

災害発生

日本赤十字社が
総力をあげて対応

被災地へ出発



すばやく！
正確に！

医療救護班や救援物資は、陸、海、空、様々な手段で被災地へ



準備完了！



ボランティアと共に
必要な物資を準備



全国の赤十字が連携し、被災地に向けて職員を派遣する準備をします。



地域防災力の向上

地域の自助・共助の力を高めるため、いのちを守る知識と技術を伝えるセミナーを実施しています。



子どもたちへの防災教育

未来を担う子どもたちへ、自然災害の正しい知識と、自ら考え生き抜く力を。

今後、発生が予想される
首都直下地震に
備えるためにも...

赤十字活動資金に
あたたかいご協力を
お願いします

「遺贈」 遺言による寄付

遺言により自分の築いた財産を特定の人や団体などの第三者に贈ることを「遺贈」といいます。遺言書で財産の全部または一部の受取人(受遺者)として日本赤十字社を指定いただくことで、国内外で災害、病気、紛争などで苦しむ人びとのいのちを守る活動に広く役立てることができます。

※日本赤十字社に遺贈した財産は、相続税の課税対象になりません。

遺贈の流れ

ご生前

1 遺贈内容の決定 遺言執行者の決定

遺言の内容と遺贈先となる受遺者をお決めください。また、遺言者のかわりに遺言書の内容を実行する遺言執行者をお決めください。

詳しくは次ページ以降へ

2 遺言書の作成

「専門家」にご相談の上、法的に有効な遺言書をご作成ください。

詳しくは次ページ以降へ

3 遺言執行者へ ご逝去の連絡

ご家族やご友人、死後事務委任契約者などの通知人から、遺言執行者にご逝去の連絡が届きます。

4 遺言書の開示

遺言執行者から日本赤十字社に連絡が届き、遺言の内容を日本赤十字社が確認させていただきます。

5 遺言執行と 財産の引渡し

遺言執行者が遺言書に基づき手続きを行い、指定の財産を日本赤十字社に寄付します。

6 受領証の発行

日本赤十字社から遺言執行者あてに受領証を発行します。お寄せいただいた財産は国内外の人道支援活動のために大切に使用させていただきます。

ご逝去後

遺言書について

遺言を残すには民法で定められた一定の方式で遺言書を作成することが必要です。「公正証書遺言」、「自筆証書遺言」などがありますが、遺贈の場合は「公正証書遺言」による方式をお勧めします。遺言書の作成については、専門家にご相談されることもあわせてお勧めします。

「公正証書遺言」とは 証人2人以上の立会いを得て、遺言者の口述内容を公証役場などで公証人に公正証書として作成してもらい、関係者が署名押印します。遺言者には正本と謄本が交付され、原本は公証役場に保管されますので遺言書の破棄や偽造などの心配がありません。

【公正証書遺言の作成例】

「遺言執行者」は専門家へのご相談をお勧めします

詳しくは9ページ **2**、および10ページへ

受遺者は「日本赤十字社東京都支部」とご記載ください

〇〇年 第〇〇〇号

遺言公正証書

本職は、遺言者〇〇〇〇の囑託により、後記証人立会のもとに、次のとおり遺言者の口述を筆記して、この証書を作成する。

第一条 遺言者は遺言者が所有する次の財産について、遺言執行者において全てを換価し、換価金の中から諸経費、相続債務、譲渡所得税・住民税等を支払い、遺言執行の費用及び報酬を控除した残金の中から、左記の通り遺贈する。

（遺贈する財産の表示） 記

1. 株式会社〇〇銀行〇〇支店に預託中の預金
2. 不動産 〇〇〇〇

（受遺者の表示）

受遺者 日本赤十字社東京都支部
主たる事務所 東京都新宿区大久保一丁目2番15号
右代表者 支部長 〇〇〇〇

第二条 遺言者は左記の者をこの遺言執行者に指定する。

（遺言執行者の表示） 記

〇〇〇〇〇〇

（中略）

遺言者及び証人に読み聞かせたところ、各自その筆記の正確なことを承認し次に署名押印する。

（中略）

〇〇法務局所属

公証人	証人	証人	遺言者
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
印	印	印	印

遺言者、証人、公証人がそれぞれ署名押印します

不動産や有価証券などの寄付の場合
財産の換価・換金について
ご記載ください 詳しくは9ページ **1**へ

※支部長名については、当支部ホームページをご覧くださいか、直接当支部へお問い合わせください。

遺言書作成時の留意事項

1 遺贈する財産の換価・換金(現金化)について

遺言書には、遺言者の有する不動産や有価証券などの財産を遺言執行者が換価・換金し、諸費用・税金などを控除したうえで、日本赤十字社に遺贈する旨をご記載ください。

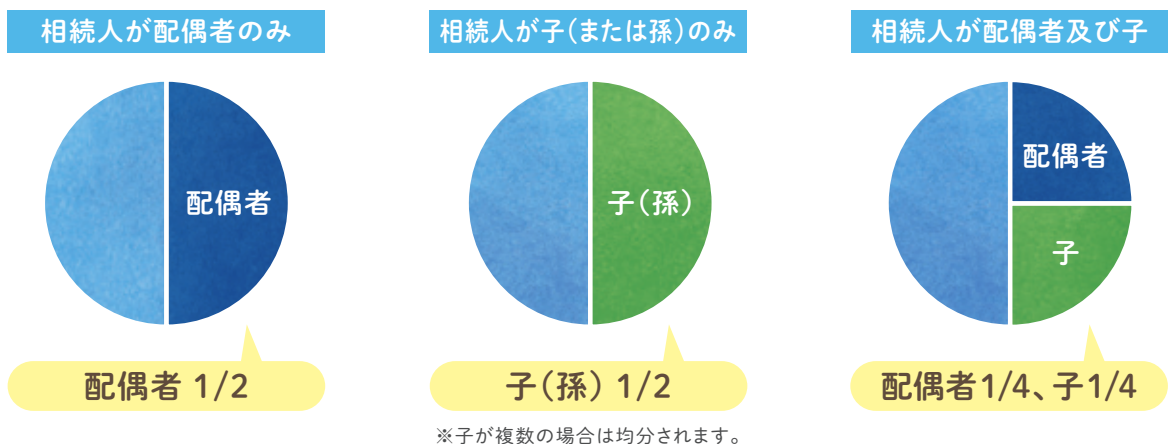
2 遺言執行者について

信頼のできる方を指定することはもちろんですが、遺言内容を確実に実行するためには、財産の引渡しや登記など複雑な手続きが必要になりますので、法律に詳しい専門家に依頼することをお勧めしております。詳しくは10ページをご参照ください。

3 遺留分について

「遺留分」とは配偶者、子、親などの相続人に、最低限度保障された相続財産の受け取り分のことです。遺贈をご検討の際は、遺留分権利者に予めご了承いただくか、遺留分相当の財産を与えるなど、遺留分についてご配慮いただくことをお願いしています。

【参考】遺留分権利者と遺留分について ※兄弟姉妹甥姪には遺留分はありません。



遺言書がない場合は「法定相続」となり、民法の規定に従い定められた親族に、同様に民法によって定められた割合で分割相続されます。「法定相続分」については、13ページ左下をご参照ください。

「遺贈」のご検討は、専門家へのご相談が安心です。

遺言信託・遺産整理
(遺言書作成のお手伝い～遺言執行)



信託銀行など

相続についての専門知識を持つ財産管理の専門相談員がいますので、最寄りの信託銀行などの金融機関や信託会社にご相談ください。日本赤十字社と遺贈に関する協定を結んでいる信託銀行などがございますので、お気軽にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 〈相続・遺言ご相談ダイヤル〉	☎ 0120-911-299
三菱UFJ信託銀行 〈本店営業部〉	☎ 03-6250-4141
みずほ信託銀行 〈信託総合営業第五部〉	☎ 03-3274-3221
りそな銀行	お近くの銀行窓口へ ご相談ください。
三井住友銀行 〈相続アドバイザー部〉	☎ 0120-338-518

相続全般の相談
(遺言書などの書類作成～遺言執行)



弁護士・司法書士・行政書士

弁護士

交渉・書類作成を含め相続全般に関して相談できます。

日本弁護士連合会

☎ 03-3580-9841 **弁護士会 全国 検索**

司法書士

相続登記手続、遺言書や裁判所に提出する書類などの作成について相談できます。

日本司法書士会連合会

☎ 03-3359-4171 **司法書士会 全国 検索**

行政書士

遺贈のための遺言書作成について相談できます。

日本行政書士会連合会

☎ 03-6435-7330 **行政書士会 全国 検索**

**「公正証書遺言」
の作成**



公証人

判事や検事などを長年つとめた法律実務の経験豊かな人の中から、法務大臣に任命された公証人が、ご自身が残されたい遺言を正式な形にしてくれます。

日本公証人連合会

☎ 03-3502-8050 **公証役場 全国 検索**

**相続に関する税金
の相談**



税理士

税金についての専門家で、相続に関する税金や申告について相談できます。全国各地の税理士会で税理士の紹介を受けられます。

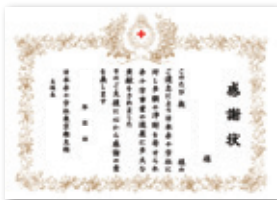
日本税理士会連合会

☎ 03-5435-0931 **税理士会 全国 検索**

「相続財産寄付」

「『社会に恩返ししたい』と常々話されていた」、
「生前に赤十字活動に関心があった」といった、故人の思いを尊重し、
ご遺族の方が相続により取得した財産の全部または一部を
日本赤十字社へ寄付することで、国内外で災害、病気、紛争などで
苦しむ人びとのいのちを守る活動に広く役立てることができます。

ご希望により、故人のお名前でご表彰させていただきます



詳しくはパンフレット送付時に同封する資料をご覧くださいか、
お問い合わせください。連名での作成も承っております。
(TEL:03-5273-6743)

相続財産寄付の流れ

相続開始から7日以内

ご逝去・ 死亡届の提出

ご逝去とともに相続が
開始します。

3ヵ月以内

相続の放棄・限定承認 (相続人の確定)

相続人が権利や義務を一切受
け継がない(相続の放棄)または
限定承認をする場合は、相続開始
があったことを知った日から3ヵ月
以内に家庭裁判所に申述します。

4ヵ月以内

準確定申告

故人の所得などが要件を満た
す場合、亡くなった年の1月1日
から死亡した日までの所得に
ついて、相続人が申告・納税を
します。

日本赤十字社への寄付

ご連絡時に「相続財産寄付」であることを
お知らせください。(TEL:03-5273-6743)

非課税となる税制上の優遇措置があります

ご遺族の方が相続された財産を相続税の申告期限内(相続開始があったことを知った日の翌日から10ヵ月以内)に日本赤十字社に寄付した場合、**寄付した財産には相続税がかかりません。**(関係根拠法令:租税特別措置法第70条)

適用には相続税の申告期限内に日本赤十字社が発行する領収証と相続財産寄付に関する証明書を相続税の申告書に添付する必要があります。

【相続財産寄付に関する証明書】

第〇〇号

証明書

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 〇〇
氏名 〇〇 〇〇 様

この度、日本赤十字社に対しなされた相続財産の寄付に関する下記記載の事項は、事実と相違ないことを証明します。

記

1. 寄付受領日 〇〇年〇〇月〇〇日
2. 寄付金額 〇〇〇〇〇〇〇〇〇円
3. 寄付金の明細 現金
4. 寄付金の使途 日本赤十字社事業資金

〇〇年〇〇月〇〇日

日本赤十字社
社長 大塚 義治 ㊞

遺産分割

不動産の所有権移転登記や預貯金・動産の名義変更などの諸手続、遺産分割協議などを行います。

領収証・証明書の発行

寄付後に日本赤十字社より、領収証および相続財産寄付に関する証明書を発行します。

10ヵ月以内

相続税の申告・納付

相続税の申告書に寄付した財産の明細書や領収証および相続財産寄付に関する証明書を添付して申告をすることで、寄付いただいた財産に相続税が課税されません。

相続税について

相続により財産を取得した人それぞれの課税価格の合計額が遺産にかかる基礎控除額を超える場合、その財産を取得した人は相続税の申告をする必要があります。

法定相続分に応じる取得金額 $\text{課税遺産総額 (課税価格の合計額 - 基礎控除額 A)} \times \text{法定相続分 B}$

法定相続人別の相続税額 $\text{法定相続分に応じる取得金額 C} \times \text{税率 D} - \text{控除額 E}$

法定相続人別の相続税額の合計金額 = 相続税の総額

日本赤十字社に寄付した場合、その寄付額分も控除され相続税額が変わります。

計算例

相続財産2億円で
法定相続人が
配偶者と子2人の場合



法定相続分に応じる
取得金額

配偶者 (2億円 - 4,800万円) \times 1/2 = 7,600万円
子 (2億円 - 4,800万円) \times 1/4 = 3,800万円

法定相続人別
の相続税額

配偶者 7,600万円 \times 30% - 700万円 = 1,580万円 … ①
子 3,800万円 \times 20% - 200万円 = 560万円 … ②

相続税の総額

① 1,580万円 + ② 560万円 \times 2 = 2,700万円

※配偶者の税額軽減など、その他税額控除もございますので、相続税についての詳細は、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)またはお近くの税務署などにお問い合わせください。

【基礎控除額の算出方法】 A 基礎控除額 = 3,000万円 + 600万円 \times 法定相続人数

【法定相続分】

相続人	B 法定相続分
配偶者のみ	全て
配偶者と子	配偶者1/2、子全員で1/2
配偶者と直系尊属	配偶者2/3、直系尊属全員で1/3
配偶者と兄弟姉妹	配偶者3/4、兄弟姉妹全員で1/4
子のみ	全て
兄弟姉妹のみ	全て

※子や直系尊属、兄弟姉妹が複数いる場合にはその人数で均分されます。

【相続税の速算表】

C 法定相続分に応じる取得金額	D 税率	E 控除額
円	%	万円
1千万以下	10	なし
1千万超 ~ 3千万以下	15	50
3千万超 ~ 5千万以下	20	200
5千万超 ~ 1億以下	30	700
1億超 ~ 2億以下	40	1,700
2億超 ~ 3億以下	45	2,700
3億超 ~ 6億以下	50	4,200
6億超	55	7,200

(平成27年1月1日以降の相続の場合)

遺贈者・相続寄付者のお声・体験談

赤十字病院で助けていただきました。

65歳の時に病気になり、一度は死を覚悟しましたが、赤十字病院で助けていただきました。そのときから「生かされている」と思うようになりました。
社会への恩返しとして、役立てていただければと思います。

(70代、男性)

被災地で活動する日赤を見て、遺贈を決めました。

テレビで地震被害に遭われた人たちを見て、胸が引き裂かれるような思いだったとき、被災地で活動する日赤を見て、遺贈を決めました。

日赤なら1人でも多くの被災者を救ってくれると信じています。

(80代、男性)

使い道は自分で決めようと思いました。

ひとり身のため、遺言書がないと財産は国庫に帰属すると聞き、使い道は自分で決めようと思いました。

赤十字は災害時にも活躍されていますし、私の地域に来て健康教室を開いてくださったりしておりましたので、災害時から平時まで有効に使ってくださると考え、決めました。

(70代、女性)

父の最期の願いを託され

「社会への恩返し」が口癖で、退職してからも、体調を崩すまでずっと地域のために活動し続けた父でした。

父の最期の願いを託され、多くはありませんが、日赤さんに寄付をしたいと思います。

(50代、女性)

母もきっと喜んでいることと思います。

母が生前に赤十字活動に熱心だった関係で相続財産を寄付し、母の名で感謝状を出していただきました。他人のための苦勞をいとわない母でした。母の思いが感謝状として形に残るのは遺族としてもありがたく、母もきっと喜んでいることと思います。

(60代、女性)

日本赤十字社の使命

わたしたちは、
苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、
いかなる状況下でも、
人間のいのちと健康、尊厳を守ります。

わたしたちの強み

対応力

災害などの緊急時、被災者の元へ医療チームや救援物資を迅速に届けることができる

持続力

世の中の話題が無くなっても、息の長い支援活動を継続できる

組織力

世界190を超える国々と、国内の全区市町村に広がるネットワークを活用できる



日本赤十字社 東京都支部
Japanese Red Cross Society

〒169-8540
東京都新宿区大久保1-2-15

遺贈・相続寄付
ご相談窓口

TEL.03-5273-6743

平日9:00~17:30 (土日祝日除く)

ホームページ
www.tokyo.jrc.or.jp

日赤東京 検索